

## ベトナム向け輸りんご検疫実施要領

### 第1 趣旨

- 1 ベトナムへ輸出するりんごの生果実（以下「ベトナム向けりんご」という。）について、ベトナム向けりんごの生産者、選果技術員及び選果こん包施設の責任者等が実施する園地管理、収穫及び選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を斉一に実施することをもって我が国からのベトナム向けりんごの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。
- 2 ベトナム向けりんごの検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。なお、栽培地検査実施細則（昭和32年4月9日付け32振局第1065号振興局長通達）は、ベトナム向けりんごの検疫については適用しない。

### 第2 定義

この要領において「りんご」とは、露地で栽培される*Malus pumila* Mill.及びその種に属する全ての品種をいう。

### 第3 補助員の設置

- 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、第6の植物防疫官による検査の事務を補助させるため、病害虫に関する知識を有し、かつ、ベトナム向けりんごの売買に直接利害関係を有しない者をベトナム向け輸りんご検査補助員（以下「補助員」という。）として、第1号様式による辞令を交付して委嘱するものとする。
- 2 1の補助員は、ベトナム向けりんごを生産する都道府県（以下単に「都道府県」という。）の主務部長が推薦した者の中から委嘱するものとする。
- 3 植物防疫所長は、補助員を委嘱したときは、当該補助員に対し、その者が担当すべき地域及び事務の内容を指示するものとする。
- 4 補助員の担当地域を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、当該補助員に対し、その者が担当すべき事務に係る講習及び指導を行うものとする。

### 第4 生産園地の登録

- 1 ベトナム向けりんごの生産者（以下「生産者」という。）又は生産者が属する生産者団体等（以下「生産者団体」という。）の責任者は、都道府県の指導の下に、ベト

ナム向けりんごの栽培に際し、次の（１）から（４）までの措置が的確に実施される園地をベトナム向けりんごの生産園地として申請するものとする。

- （１）都道府県等が定める防除指針及び防除暦（以下「防除暦等」という。）を踏まえつつ、病虫害防除所、果樹試験場等の指導の下に、病虫害防除が行われること。
- （２）輸出対象の果実を収穫する樹木は、無袋果、破袋果、病虫害寄生果、奇形果、傷果、腐敗果、過熟果等（以下「異常果実」という。）の除去が行われること。
- （３）適切な袋かけ、園地管理等が行われること。

なお、袋かけは、輸出対象の果実を収穫する樹木について、結実後速やかに、果柄の周囲をすき間なく閉じるよう実施すること。また、園地管理については、（１）及び（２）のほか、病虫害寄生枝葉の除去、剪定及び園地面の下草管理等が実施されること。

- （４）（１）から（３）までの措置の実施状況について、生産者により、生産園地の管理に係る記録が作成され、保管されること。

2 生産者又は生産者団体の責任者は、1の申請に当たっては、栽培地検査申請書（規則第12号様式）を作成の上、都道府県に提出し、都道府県は栽培地検査申請書を取りまとめ、毎年3月31日までに当該生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

3 2で栽培地検査申請書の提出を受けた植物防疫官は、提出された申請書の内容に基づき、ベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表（第2号様式）により、ベトナム向けりんごの生産園地を登録するとともに、都道府県を經由して、生産者又は生産者団体の責任者に当該生産者又は生産者団体に係るベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表を通知するものとする。

なお、ベトナム向けりんごの生産園地の登録を行った植物防疫官は、当該ベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

4 3で植物防疫官により登録されたベトナム向けりんごの生産園地（以下「登録生産園地」という。）を管理する生産者は、当該登録生産園地ごとに規則第24条第2項の表示（規則第13号様式。以下「標札」という。）を見やすい場所において行うものとする。

5 植物防疫官は、第3により補助員が設置されている場合は、当該補助員に対し、当該補助員が担当すべき登録生産園地を指示するものとする。

6 登録生産園地の病虫害防除の指導を行う都道府県は、当該登録生産園地が行う病虫害防除の基本としている防除暦等（和文及び英文とする。以下同じ。）について、毎年4月30日までに当該登録生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

## 第5 選果技術員及び選果こん包施設の登録

選果技術員及び選果こん包施設の登録は、次により行うものとする。

### 1 選果こん包施設の登録申請

(1) 選果こん包施設の責任者は、ベトナム向け輸出りんご選果こん包施設登録申請書（第3号様式。以下「選果こん包施設登録申請書」という。）を都道府県を經由して、毎年4月30日までに当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 選果こん包施設の責任者は、(1)の第3号様式の記載内容に変更があったときは、都道府県を經由して、速やかに修正後の選果こん包施設登録申請書を当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に再提出するものとする。

### 2 選果技術員の登録

選果こん包施設の責任者は、病虫害寄生果の識別及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置するものとする。

1の(1)の第3号様式の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員に対し、病虫害の識別に関する技術研修（以下「識別研修」という。）を実施し、受講者を識別研修の修了者として登録するものとする。

### 3 選果こん包施設の登録及び公表

(1) 1の(1)の第3号様式の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員の識別研修を修了し、次に掲げる要件を備え、第8に基づく選果こん包を行う選果こん包施設をベトナム向けりんごの選果こん包施設として登録するものとする。

なお、登録に際し、必要に応じて植物防疫官はその要件を満たしているか確認するものとする。

ア 選果及び検査のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。

イ 夜間作業を行う場合には、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆により別表1のCのガ類（アズキノメイガ、リンゴコシンクイ、ナシヒメシンクイ、シロヒメシンクイ及びリンゴヒメシンクイ。以下同じ。）の侵入を防止できること。

ウ 選果こん包を行う場所において、ベトナム向けりんごを当該施設内に一時的に保管する必要がある場合には、当該ベトナム向けりんごについては、選果こん包作業が終了したベトナム向けりんご及びベトナム向け以外のりんご等の生果実と区別し、隔離した状態で保管できること又は温度約0℃以下で保管できること。

エ 定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

(2) ベトナム向けりんごが選果こん包施設以外の保管施設で保管される場合は、当該保管施設の責任者は、(1)に準じて、植物防疫官による当該保管施設の登録を受けるものとする。

(3) (1)で登録を行った植物防疫官は、登録した選果こん包施設（以下「登録選果こん包施設」という。）を都道府県に通知するものとする。また、植物防疫所長は、第4の3のベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表及び第4の6の登録生産園地に係る防除暦等とともに、登録選果こん包施設の登録情報をベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表（第4号様式）により、7月10日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日までに消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）に報告するとともに、ベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表（選果こん包施設責任者氏名及び選果技術員氏名の欄を除く。）を植物防疫所ホームページに掲載するものとする。

なお、登録選果こん包施設を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、ベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

(4) 植物防疫課長は、(3)により報告されたベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表、登録生産園地に係る防除暦等及びベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表を毎年、ベトナム向けりんごの輸出開始日の前までに、ベトナム植物検疫当局に通知するものとする。

## 第6 登録生産園地における栽培地検査

1 植物防疫官は、登録生産園地について、次により栽培地における検査（以下「検査」という。）を行うものとする。

なお、検査を行う登録生産園地につき、第3により補助員が設置されている場合は、その検査の一部を補助員に実施させることができるものとする。

また、ベトナム向けりんごの生産園地を管理する生産者は、当該検査に立ち会わなければならないものとする。

(1) 補助員が補助する検査の方法

補助員が補助する検査（以下「補助員検査」という。）については、次のとおり行うものとする。

ア 対象病害

別表1のA、B及びDの病害

イ 実施時期

(ア) 開花期においては、別表1のA、B及びDの病害について1回

(イ) 収穫前においては、収穫開始日の31日以上前であって可能な限り遅い時期に、別表1のA及びDの病害について1回

#### ウ 検査方法

全ての登録生産園地について、全ての樹木を対象に病害の発生の有無を検査するとともに、地表面を含む園地全域について目視による検査を行う。

#### エ 袋かけ状況の確認

補助員は、イの(イ)の検査の際に、輸出対象の果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から行われているかどうかについて、園地管理記録等により確認するものとする。

補助員は、当該袋かけが適切に行われていないりんごを発見した場合には、生産者に対し、当該りんごを直ちに除去するよう依頼するものとする。

#### オ 異常果実の除去

補助員は、輸出対象の果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、生産者に対して直ちに除去するよう依頼するものとする。

#### カ 園地管理記録の確認

補助員は、生産者による園地管理記録を確認し、対象病害の有無及び第4の1の(1)から(4)までの措置が適切に実施されていたかどうかについて確認するものとする。

#### キ 補助員検査の結果

補助員は、検査の実施ごとに、補助員検査の結果をベトナム向け輸りんご登録生産園地検査成績(第5号様式)により記録し、植物防疫官に提出するものとする。植物防疫官は、補助員から提出された結果の報告の内容を確認し、必要に応じて補助員に対し指示を与えるものとする。

### (2) 植物防疫官の検査の方法

植物防疫官は、(1)の補助員検査が行われた場合は補助員の立会いの下で、(1)の補助員検査が行われなかった場合は当該補助員検査と同様の内容の検査を自ら行った上で、当該検査の結果を基に、登録生産園地について次のとおり検査を行うものとする。

なお、(1)のエ、オ及びキに基づき補助員が生産者に依頼又は指示したにもかかわらず、従わない場合には、植物防疫官は、当該登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すものとする。

また、輸出初年度においては、植物防疫官は、ベトナム検査官と合同してイの(イ)の検査を行い、その他ベトナム検査官の求めに応じ、登録選果こん包施設、第5の3の(2)の保管施設及び第10の3の(3)のくん蒸倉庫の調査を行うも

のとする。

ア 対象病害

別表1のA、B及びDの病害

イ 実施時期

(ア) 開花期においては、(1)のイの(ア)の実施時期よりも後に、別表1のA、B及びDの病害について1回

(イ) 収穫前においては、収穫開始日の30日前までの可能な限り早い時期に、別表1のA及びDの病害について1回

ウ 検査方法

園地全域について目視による検査を行い、病徴があるものについて分離、培養等を実施する。

エ 対象病害が発見された場合

(ア) 別表1のA及びBの病害

対象病害が発見された場合には、当該対象病害が発見された登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すものとする。

(イ) 別表1のDの病害

植物防疫官は、直ちに対象病害の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、生産者を指導するものとする。

オ 袋かけ状況の確認

植物防疫官は、イの(イ)の検査の際に、輸出対象の果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から収穫開始日の30日前まで行われていたかどうかについて、園地管理記録等により確認するものとする。

植物防疫官は、当該袋かけが適切に行われていないことを確認した場合には、生産者に対し、当該輸出対象の果実を収穫する樹木から収穫されるりんごを輸出対象としないよう指示するものとする。

カ 異常果実の除去

植物防疫官は、輸出対象の果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、生産者に対して直ちに除去するよう指示するものとする。

キ 園地管理記録の確認

植物防疫官は、生産者による園地管理記録を確認し、対象病害の有無及び第4の1の(1)から(3)までの措置が適切に実施されていたかどうかについて確認するものとする。

ク 植物防疫官検査の結果

植物防疫官は、検査の結果をベトナム向け輸りんご登録生産園地検査成績により記録するものとする。

2 植物防疫官は、1の(2)の検査(1の(1)の補助員検査と同様の内容の検査を自ら行う場合は、当該検査を含む。)の実施に当たって、登録生産園地ごとの検査の日程をあらかじめ生産者又は生産者団体の責任者に通知するものとする。

なお、1の(1)の補助員検査を行う場合は、補助員から生産者又は生産者団体の責任者に通知するものとする。

3 植物防疫官は、1の検査の結果、登録生産園地に別表1のA及びBの病害がないこと、同表のDの病害が発見された場合は、防除が実施されていること及び登録生産園地において第4の1の(1)から(4)までの措置が的確に実施されていることを認めるときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体の責任者に対し、栽培地検査合格証明書(規則第19号様式)を発行するものとする。

また、植物防疫官は、栽培地検査合格証明書を発行した登録生産園地に係る情報を担当地域の補助員及び登録選果こん包施設の責任者に通知するものとする。

4 植物防疫官は、1の検査の結果、登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消したときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体の責任者に対し、取消しの理由及び標札を撤去すべき旨を通知するものとする。

## 第7 収穫に当たっての遵守事項

登録生産園地の生産者は、登録生産園地において、ベトナム向けりんごを収穫する際には、次の事項を遵守すること。

- (1) ベトナム向けりんごとベトナム向け以外のりんご等の生果実の収穫作業を同時に行わないこと。
- (2) 異常果実を徹底して除去すること。
- (3) 収穫したベトナム向けりんごを運搬する容器には、登録生産園地番号又はこれを参照できる符号、番号等を表示すること。

## 第8 選果こん包等の実施

登録選果こん包施設におけるベトナム向けりんごの選果こん包、積込み作業等は、次により行うものとする。なお、選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人の第5の2の登録を受けた選果技術員を配置するものとする。

- (1) 登録生産園地で生産されたりんごを選果すること。

なお、登録生産園地以外で生産されたベトナム向け以外のりんご等の生果実は、ベトナム向けりんごと隔離し、又は温度約0℃以下の状態で取り扱うこと。

- (2) 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。
- (3) りんごのこん包に用いる容器は、未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器(通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに

限る。)を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、次に掲げる病虫害再汚染防止措置を行うこと。

ア 密閉倉庫内で未包装のりんごと隔離し、又は温度約0℃以下で保管すること。

イ 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

- (4) 病虫害寄生果が発見された場合には、選別後直ちに施設外へ搬出し、廃棄すること。
- (5) 夜間に選果こん包等を行う場合は、施設の開口部を全て閉鎖又は防虫網等で被覆し、別表1のCのガ類の再汚染防止措置を講ずること。
- (6) 登録生産園地で生産されたりんごと登録生産園地以外で生産されたベトナム向け以外のりんご等の生果実のこん包を同時に行わないこと。また、登録生産園地で生産されたりんごの保管に当たっては、他のベトナム向け以外のりんご等の生果実と隔離し、又は温度約0℃以下で保管すること。
- (7) 各こん包の側面に、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号、輸出者名、果実の種類及びこん包年月日又はこれらを参照できる符号・番号等を表示するとともに、ベトナム向けの表示 (For Vietnam) を行うこと (参考様式)。

## 第9 選果こん包実施報告書の交付

登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が第8に掲げる事項を全て満たして行われたと判断した場合には、品種別及びサイズ別 (玉数別) の箱数及び数量 (kg) が記載された書類を添付したベトナム向け輸りんご選果こん包実施報告書 (第6号様式。以下「実施報告書」という。) を2部 (輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用) 作成し、輸出者 (選果こん包の実施依頼者を含む。) に交付するものとする。

## 第10 輸出検査

- 1 登録生産園地で生産され、登録選果こん包施設で選果こん包が行われたベトナム向けりんごの輸出者は、植物等輸出検査申請書 (規則第14号様式 (イ)。以下「輸出検査申請書」という。) にベトナム政府が発行する輸入許可証の写し及び第9で登録選果こん包施設の責任者から交付されたこん包実施報告書を添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 2 植物防疫官は、1の輸出者に、あらかじめ輸出検査の実施予定日時及び実施場所を通知するものとする。
- 3 植物防疫官は、次により輸出検査を実施するものとする。
  - (1) 輸出検査の単位 (ロット)

1回の選果こん包作業で取り扱われたベトナム向けりんごを品種ごとに1つの輸出検査単位 (ロット) とする。



## (2) 輸出検査の内容

1ロット当たり、別表2に掲げる数量を無作為に抽出し、次について確認するものとする。

ア 別表1のC及びDの病害虫が認められないこと。

イ 抽出したりんごが含まれる各こん包の側面に、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号、輸出者名、果実の種類及びこん包年月日又はこれらを参照できる符号・番号等並びにベトナム向けの表示 (For Vietnam)があること (参考様式)。

ウ 抽出したりんごが含まれるこん包には、土、枝葉等の混入がないこと。

## (3) 輸出検査の結果行う措置

ア ベトナム向けりんごの輸出条件に適合すると認められた場合

下記の追記を行った合格証明書 (規則第18号様式 (ロ)) に、第7号様式による添付書類を添付したものを交付するものとする。

The consignment was inspected in Japan and found free from quarantine pests (Annex 1).  
Detail as per attached sheet.

イ 別表1のC又はDの病害虫が発見された場合

当該ロットを不合格とするものとする。

なお、別表1のCの害虫のみが発見された場合は、輸出者が、当該ロットについて次に掲げる要件を満たした上で臭化メチルくん蒸を実施する場合には、輸出をすることができるものとする。

(ア) くん蒸は、植物防疫所が指定するくん蒸倉庫で実施されること。

(イ) くん蒸が実施される前に、第5の3の(1)に準じて、植物防疫官による当該くん蒸倉庫の登録を受けること。

(ウ) 臭化メチルによる処理は、 $40\text{g}/\text{m}^3$  ( $15^\circ\text{C}$ 以上) 又は $48\text{g}/\text{m}^3$  ( $10^\circ\text{C}\sim 15^\circ\text{C}$ )の投薬量で2時間行うこと。

(エ) くん蒸処理後、別表2に掲げる数量を無作為に抽出し、植物防疫官による目視検査を受け、ベトナム向けりんごの輸出条件に適合することを確認されること。

(オ) 臭化メチルによる処理内容について、植物防疫官が発行する検査証明書に記載されること。

## 第11 輸送方法

ベトナム向けりんごは、船積み貨物又は航空貨物として輸送されるものとする。